（離島希少種保全専門官の職務）

第二十九条　離島希少種保全専門官は、離島における希少野生動植物の種の保存に関する専門の行政事務を行う。

（利用拠点再生専門官の職務）

第三十条　利用拠点再生専門官は、国立公園の利用のための拠点となる区域内の老朽その他の事由により使用されていない施設の撤去及び当該区域の景観の再生に関する計画の策定に係る調整に関する専門の行政事務を行う。

（用地保全専門官の職務）

第三十一条　用地保全専門官は、国立公園の用地の保全に関する専門の行政事務を行う。

第三十二条・第三十三条　（略）

（総務部に置く課）

第三十四条　総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

渉外広報課

企画課

経理課

2　前項に掲げる課のほか、総務部に調整官一人を置く。

第三十五条～第三十八条　（略）

（調整官の職務）

第三十九条　調整官は、命を受けて、総務部の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に参画する。

第四十条～第四十四条　（略）

第四十五条　調整官は、命を受けて、環境再生・廃棄物対策部の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に参画する。

（中間貯蔵部に置く課等）

第四十六条　中間貯蔵部に、次に掲げる課を置く。

中間貯蔵総括課

調査設計課

工務課

輸送課

管理課

中間貯蔵施設整備推進課

用地企画課

用地補償課

（削る）

（削る）

（新設）

（新設）

（新設）

第二十八条・第二十九条　（略）

（総務部に置く課）

第三十条　総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

渉外広報課

企画課

経理課

（新設）

第三十一条～第三十四条　（略）

（新設）

第三十五条～第三十九条　（略）

第四十条　調整官は、命を受けて、環境再生・廃棄物対策部の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画する。

（中間貯蔵部に置く課等）

第四十一条　中間貯蔵部に、次に掲げる課を置く。

（新設）

調査設計課

工務課

輸送課

管理課

（新設）

（新設）

（新設）

用地総括課

用地審査課